

平成29年9月28日

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 戴 正 呉  
(コード番号 6753)  
問合せ先 社長室広報担当 吉 田 敦  
TEL (072)282-0419

ストックオプション（新株予約権）の行使価額に関するお知らせ（経過開示）

平成29年9月26日付け「ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ（経過開示）」でお知らせいたしました第2回新株予約権の行使価額等が確定しましたので、お知らせいたします。  
なお、第2回新株予約権の内容等につきましては、上記文書をご参照ください。

- 1 対象者及び発行総数  
当社取締役及び従業員（計29名）に対し合計453個
- 2 行使価額  
1株当たり340円  
（平成29年10月1日付け株式併合以降の行使価額は1株当たり3,400円）

なお、第2回新株予約権の行使価額は、目的たる株式である普通株式についての、①新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の前日の終値と②割当日の終値のうち、いずれか高い方の価格であるところ、①に該当する平成29年9月25日の終値は340円です。一方、②に該当する平成29年9月28日の終値は3,400円ですが、行使価額の決定に当たっては、その10分の1の金額340円に調整し、①の終値340円と比較して決定しております。かかる調整は、第2回新株予約権の発行要項（別紙）に基づき、次の点を勘案して行ったものです。

- ・当社は平成29年10月1日付けで普通株式10株を1株とする株式併合を実施するところ、東京証券取引所における当社普通株式の取引は、割当日（平成29年9月28日）において既に株式併合後の株式を対象として行われており、上記割当日の終値3,400円は株式併合後の1株の金額であって、株式併合前の10株に相当するものであること。
- ・第2回新株予約権1個は、割当日においては株式併合前の普通株式1,000株を目的とするが、株式併合により、1個当たりの目的たる株式数は10分の1の100株に、行使価額は10倍に調整されること。

## 別紙 発行要項 (抄)

※一部のみを掲載しておりますので、その他の内容につきましては、平成29年9月26日付け「ストックオプション (新株予約権) の割当てに関するお知らせ (経過開示)」をご参照ください。

### 2 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的たる株式数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額 (以下「行使価額」という。) に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、340円と割当日の終値 (当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値) のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式を発行 (株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権 (新株予約権付社債も含む。) の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。) するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替える。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

以上